

平成五年大蔵省・農林水産省・通商産業省令第一号

ポリエチレンテレフタレート製の容器であつて、飲料又は特定調味料が充てんされたものの表示の標準となるべき事項を定める省令

再生資源の利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第十六条の規定に基づき、ポリエチレンテレフタレート製の容器であつて、飲料又はしようゆが充てんされたものの表示の標準となるべき事項を定める省令を次のように制定する。

（表示事項）

第一条 資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「法」という。）第二十四条第一項の主務省令で定める同項第一号に掲げる事項は、ポリエチレンテレフタレート製の容器（内容積が百五十ミリリットル以上のものに限る。以下単に「容器」という。）であつて、飲料（酒類を含む。以下同じ。）又は特定調味料（資源の有効な利用の促進に関する法律施行令別表第五の四の項の上欄に規定する調味料に関する省令（平成二十年農林水産省・経済産業省令第一号）で定める調味料をいう。以下同じ。）が充てんされたものについて、当該容器の材質に関する事項とする。

（遵守事項）

第二条 法第二十四条第一項の主務省令で定める同項第二号に掲げる事項は、容器を製造する事業者及び容器に飲料又は特定調味料を充てんする事業者並びに飲料又は特定調味料が充てんされた容器であつて、自ら輸入したものを販売する事業者について、次の各号に掲げる事項とする。

一 別表の上欄の指定表示製品の区分に従いそれぞれ同表の下欄に定める様式に基づき、容器の底部又は側部に、一箇所以上、刻印することにより、表示をすること。ただし、飲料又は特定調味料が充てんされた容器であつて、自ら輸入したものを販売する事業者については刻印による表示を要しない（次号ただし書の場合を除く。）。

二 別表の上欄の指定表示製品の区分に従いそれぞれ同表の下欄に定める様式に基づき、容器の側部に、一箇所以上、印刷し、又はラベルを貼ることにより、表示をすること。ただし、容器に充てんされた飲料又は特定調味料

を入れ又は包む当該容器以外の容器包装であつて、そのままの状態では流通し、最終消費者に販売される場合において、当該容器包装の表面に、一箇所以上、印刷し、ラベルをはり又は刻印することにより別表の上欄の指定表示製品の区分に従い同表の下欄に定める様式に基づく表示をすること。当該表示に当該容器の役割名を併記するときは、これを省略することができる（当該容器の側部に印刷し、又はラベルをはることにし、他法令の規定による表示が付されている場合を除く。）。

附 則

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 平成七年六月二十九日までに製造され、又は輸入された容器であつて、飲料又はしようゆが充てんされたものについては、法第二十五条、第三十七条第二項及び第四十二条から第四十四条までの規定は適用しない。

附 則（平成一三年三月二八日財務省・農林水産省・経済産業省令第二号）

この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則（平成二〇年二月六日財務省・農林水産省・経済産業省令第一号）

この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則（令和元年七月一日財務省・農林水産省・経済産業省令第二号）

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附 則（令和二年三月三十一日財務省・農林水産省・経済産業省令第一号）

この省令は、令和二年四月一日から施行する。

別表（第二条関係）
指定表示製品の区分 様式

内容積が百五十ミリリットル以上の容器であつて、飲料又は特定調味料が充てんされたもの
第二条第一号に規定する刻印については、様式一

第二条第二号に規定する印刷又はラベルをはることは、様式二
第二条第二号ただし書に規定する刻印、印刷又はラベルをはることは、様式三

様式一

図1: 三角形の容器の側面図。頂角をθ、底辺をa、底辺の切れ目の幅をb、線の幅をWと示す。PETの文字が底辺に印刷されている。

様式二

図2: 三角形の容器の側面図。頂角をθ、底辺をa、底辺の切れ目の幅をb、線の幅をWと示す。PETの文字が底辺に印刷されている。

様式三

図3: 三角形の容器の側面図。頂角をθ、底辺をa、底辺の切れ目の幅をb、線の幅をWと示す。PETの文字が底辺に印刷されている。